

答申第 819 号

情 公 第 2003 号

令和 7 年 9 月 30 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 3 年 4 月 27 日付けで諮問された特定地番の土地に係る文書一部非公開の件（諮問第 874 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、審査請求人からの令和2年9月25日付け行政文書公開請求に対し、別表の「公開文書」欄に掲げる行政文書を特定した上で、行政文書一部公開決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和2年9月25日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して別表の「公開請求に係る行政文書の内容」欄を請求内容とする行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和2年10月5日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長した上、令和2年11月4日付けで、別表の「処分内容」欄に掲げるとおり、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和3年2月2日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、自己所有地の境界復元の必要から関連資料の公開を求めた。同席者が実施機関に対し、実施機関が文書内容を改ざんした旨の指摘をしたところ、実施機関から「正規文書を出す。」との回答があったが、実行されていない。
- (2) 実施機関は、倉庫を探すなどの適切な調査をすることなく、文書不存在等を理由に非公開決定を行っている。
- (3) 実施機関は、自らの文書管理や情報管理に適正さを欠いており、調査欠如に基づいた本件処分は違法である。適切に行政文書の公開が実施されることを求め、本件審査請求を提起するものである。

4 実施機関（担当：県土整備局住宅営繕事務所）の説明要旨

(1) 文書の特定について

審査請求人と十数回延べ 50 時間以上の面談を行っており、この過程において、請求文書における用語及び背景を把握し、本件請求に係る文書を特定し、公開している。文書の公開に当たっては、文書を広範囲に特定し、類推される文書についても公開している。

(2) 文書の不存在について

審査請求人の境界位置に対する主張は、実施機関の認識と相違していることから、審査請求人より、自己の主張に沿った文書の公開請求を再三にわたり求められている。そのたびに、「審査請求人の主張に沿う文書は存在しない、又は作成されていない。物理的不存在である。」旨回答説明している。

(3) 不存在文書又は公開対象外文書について

別表の請求 2、請求 3、請求 4、請求 5－③、請求 5－⑤、請求 7、請求 8、請求 9、請求 10－①、請求 10－②及び請求 10－③に係る文書については、執務室内及び PDF 集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらない。

また、別表の請求 1－②に係る文書については、平成 28 年 1 月 17 日に文書の公開をした記録がなく、文書の特定ができなかった。

さらに、別表の請求 6 に係る文書については、別表の請求 6 の内容では、保存文書の探索ができず、文書の特定ができなかった。

(4) 一部非公開とした文書について

別表の請求 1－①に係る文書に記載された住所・個人名については、特定の個人が識別され、その情報が公開されることにより特定の個人に不利益を生ずるおそれがあるため非公開とした。

(5) 全体を通しての考察

保管文書の隠蔽は行っていないので、今後においても、審査請求人の同一内容文書の公開請求については、これまでに公開した文書の公開を繰り返す結果となる。

5 審査会の判断理由

(1) 文書不存在を理由に非公開とした処分の妥当性について

実施機関は、別表の請求1-②、請求2、請求3、請求4、請求5-③、請求5-⑤、請求6、請求7、請求8、請求9、請求10-①、請求10-②及び請求10-③の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に記載された請求内容に係る対象文書について、物理的に不存在であることを理由に非公開決定を行っていることから、以下、当該処分の妥当性を検討する。

なお、当審査会は、本件請求と同趣旨の請求に係る文書の特定の妥当性について令和6年2月28日付け答申第781号（以下「答申第781号」という。）及び令和7年1月9日付け答申第802号（以下「答申第802号」という。）で判断済みであるため、当該判断を踏まえて以下検討する。

ア 請求1-②について

当審査会が本件請求に係る行政文書公開請求書（以下「本件請求書」という。）を確認したところ、標記請求は、「県が平成28年1月17日に開示された文書通りに測量されている公図」の公開を求めるものと認められる。標記請求に対し、実施機関は、平成28年1月17日に文書の公開をした記録がなく、文書の特定ができないと主張している。

この点、当審査会は答申第802号において、実施機関の説明（「当該年月日以降に測量業務を発注した事実はなく、当該年月日に公開した文書も存在しない」との説明及び「請求内容の記載に誤りがある可能性を勘案し、特定年月日前後の日付や、その前後の年の同じ日付の公開文書も探索したが、特定に至らなかった」との説明）を踏まえ「実施機関における請求対象文書の探索及び特定に係る対応が不十分であったとまではいえない。」として、文書不存在を理由に非公開とした実施機関の判断を妥当とした。

そして、本件審査請求においても当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記請求に係る行政文書が存在しないことを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

イ 請求2について

当審査会が本件請求書を確認したところ、標記請求は、県が国土調査

前に「官民境界等先行調査」の立会いをした文書の公開を求めるものと認められる。標記請求に対し、実施機関は、執務室内とPDF集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらないと主張している。

この点、当審査会は、答申第802号において、「『国土調査』が実施されたのは昭和43年度とされているため、仮に実施機関が同年度中に請求（略）に係る文書を作成又は取得し、その保存期間を30年と設定していたとしても、神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）によれば、昭和43年度から既に30年を超える期間が経過していた本件請求時点（略）においては、その保存期間が満了していたことになる。」として、文書不存在を理由に非公開とした実施機関の判断を妥当とした。

そして、本件審査請求においても当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記請求に係る行政文書が存在しないことを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

ウ 請求3について

当審査会が本件請求書を確認したところ、標記請求は、K3鉄鉾杭とK4鉄鉾杭を境界とした、県が前所有者と払下げ契約をした特定地番の求積図と現形図の公開を求めるものと認められる。標記請求に対し、実施機関は、執務室内とPDF集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらないと主張している。

この点、標記請求に係る行政文書が仮に存在していたとしても、県が前所有者と払下げ契約を締結したのは、昭和34年であるとされており、規則では、行政文書の保存期間を最長で30年と定めていることから、仮に実施機関が同年に対象文書を作成又は取得しその保存期間を30年と設定していたとしても、本件請求時点（令和2年9月25日）で、文書の保存期間が満了していることになる。

以上のことから、当該行政文書は存在しないとする実施機関の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められないことから、実施機関が標記請求に係る行政文書が存在しないことを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

エ 請求4について

当審査会が本件請求書を確認したところ、標記請求は、「県が特定地番道路を特定市へ移譲した際の現形、求積、範囲が明示された公図」の公開を求めるものと認められる。標記請求に対し、実施機関は、執務室内とPDF集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらないと主張している。

この点、標記請求に係る行政文書が仮に存在していたとしても、県が特定地番を特定市へ移譲したのは、昭和41年であるとされており、規則では、行政文書の保存期間を最長で30年と定めていることから、仮に実施機関が同年に対象文書を作成又は取得しその保存期間を30年と設定していたとしても、本件請求時点(令和2年9月25日)で、文書の保存期間が満了していることになる。

以上のことから、当該行政文書は存在しないとする実施機関の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められないことから、実施機関が標記請求に係る行政文書が存在しないことを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

オ 請求5-③について

当審査会が本件請求書を確認したところ、標記請求は、道水路等境界調査申請書に係る「県有地と特定地番特定個人の立会同意届出書写し」の公開を求めるものと認められる。標記請求に対し、実施機関は、執務室内とPDF集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらないと主張している。

この点、当審査会は答申第802号において、「『道水路等境界調査』は平成10年に実施されたものとされているが、当審査会が実施機関に確認したところ、仮に(略)行政文書が存在したとすれば、規則の別表に規定する『県有財産の処分又は管理に関するもので軽易なもの』に該当するものとして、5年保存文書になるとのことであった。そのため、仮に実施機関が平成10年に(略)文書を作成又は取得していたとしても、規則によれば、平成10年から既に5年を超える期間が経過していた本件請求時点(略)においては、その保存期間が満了していたことになる。」として、文書不存在を理由に非公開とした実施機関の判断を妥当とした。

そして、本件審査請求においても当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記請求に係る行政文書が不存在であることを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

カ 請求5-⑤について

当審査会が本件請求書を確認したところ、標記請求は、特定地番新K4杭測量時に土地所有者が測量棒を掲げた写真及び起案文書の公開を求めるものと認められる。標記請求に対し、実施機関は、執務室内とPDF集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらないと主張している。

そこで、当審査会が実施機関に確認したところ、標記請求に係る行政文書が仮に存在していたとしても、規則別表に定める「県有財産の処分又は管理に関するもので軽易なもの」として、5年保存文書に該当するとの説明があった。この点、審査請求人から提出された審査請求書等の内容を踏まえると、標記請求の内容は県有地と特定市が管理する道水路等との土地境界の調査に関して作成された書類の公開を求めるものと認められるから、「県有財産の処分又は管理に関するもので軽易なもの」として5年保存文書に該当するとした実施機関の説明は不自然、不合理ではない。

そして、本件請求書によれば、審査請求人は道水路等境界調査の申請が平成10年に実施されたこととしているため、平成10年から既に5年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和2年9月25日）においては、当該文書の保存期間は満了していたことになる。

以上のことから、実施機関が標記請求に係る行政文書が不存在であることを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

キ 請求6について

当審査会が本件請求書を確認したところ、標記請求は、県が所有者と交わした承諾書の公開を求めるものと認められる。標記請求に対し、実施機関は、本件請求の内容では保存文書の探索ができず、文書の特定ができないと主張している。

そこで検討すると、標記請求に係る記載全体を確認しても、「所有者と交わした承諾書」の具体的内容は明らかでないことから、実施機関が

標記請求に対して行政文書を特定できないことを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

ク 請求 7 について

当審査会が本件請求書を確認したところ、標記請求は、「県が特定市へ移譲し特定市議会で承認された道路特定地番は、特定個人特定地番の東側であり、南側の特定個人特定地番宅との間に県有地は無く接していないにも関わらず特定地番の所有者がK5杭設置を承諾したと言われる承諾書」の公開を求めるものと認められる。標記請求に対し、実施機関は、執務室内とPDF集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらないと主張している。

この点、当審査会は、答申第781号において「特定県有地と特定土地の境界は、公図（不動産登記法第14条第4項に規定する地図に準ずる図面）のとおりであると考えている。したがって、審査請求人の認識する事実に基づく文書は存在しない」とした実施機関の説明は不自然、不合理とはいえないとして、文書不存在を理由に非公開とした実施機関の判断を妥当とした。

そして、本件審査請求においても当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記請求に係る行政文書が不存在であることを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

ケ 請求 8、請求 9、請求 10-①、請求 10-②及び請求 10-③について

当審査会が本件請求書を確認したところ、標記請求は、県が特定市に特定地番を移譲した際の、査定杭に関する文書の公開を求めるものと認められる。標記請求に対し、実施機関は、執務室内とPDF集積ファイルを含む保存文書を探したが見当たらないと主張している。

この点、当審査会は、答申第802号において、「規則は、行政文書の保存期間を最長で30年と定めている（略）が、県が特定市に特定地番の土地を移譲したのは昭和41年とされているため、仮に実施機関が同年に『形態の全査定杭の記載文書』を作成又は取得し、その保存期間を30年と設定していたとしても、昭和41年から既に30年を超える期間が経過していた本件請求時点（略）においては、その保存期間が満了していたこ

とになる。」として、文書不存在を理由に非公開とした実施機関の判断を妥当とした。

そして、本件審査請求においても当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記請求に係る行政文書が不存在であることを理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

(2) 非公開情報該当性について

実施機関は、別表の請求1-①の「公開文書」欄に掲げる行政文書に含まれる情報の一部が、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に一部公開決定を行っているため、以下、当該処分の妥当性を検討する。

なお、当審査会は、本件請求において特定された行政文書と同一の行政文書に記載された情報の非公開情報該当性について答申第781号で判断済みであるため、当該判断も踏まえて以下検討する。

ア 個人名及び住所について

実施機関は、別表の請求1-①の「公開文書」欄に掲げる行政文書中の、土地所有者氏名及び住所欄に直筆で記載された個人の氏名及び住所を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、直筆で記載された特定地番の土地所有者の氏名及び住所は、条例第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報（略）」であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものに該当することは明らかであり、また、不動産登記法の規定に基づいて何人も請求できる登記事項証明書によっても、土地所有者がどのような筆跡であるかという情報までは知り得ない以上、当該情報は条例第5条第1号ただし書アに規定する「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」には該当せず、また、同号ただし書イからエまでに規定する情報にも該当しないことは明らかである。

よって、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

イ 土地所有者の印影について

実施機関は、別表の請求 1－①の「公開文書」欄に掲げる行政文書に記載された土地所有者の印影を非公開としている。

この点、当審査会は、答申第 781 号において、「当該非公開情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に規定する個人に関する情報に該当し、また、同号ただし書アからエまでに規定する情報にも該当しない」として条例第 5 条第 1 号本文に規定する個人に関する情報に該当すると判断している。

そして、本件審査請求においても当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第 5 条第 1 号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

6 附言

当審査会が、本件処分に係る行政文書一部公開決定通知書を確認したところ、請求 1－①に係る対象文書について、土地所有者の印影を非公開とした理由が記載されていないことが認められた。

これは、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない。」と規定する条例第 10 条第 3 項に明らかに反するものであるから、今後の行政文書公開請求の手續においては同項の規定に基づく理由の付記を徹底するよう、ここに附言する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

請求	公開請求に係る行政文書の内容	処分内容	公開文書
1-①	黒岩祐治神奈川県知事が特定地番と特定地番に関し、平成10年5月25日と同平成10年5月25日付承諾書を証明書を発行し、違いの指摘に対し偽造ではないと言われました。正当な境界証明書の開示を求めると共に、	一部公開 (条例第5条第1号該当)	平成27年10月13日付け境界確認証明書
1-②	県が平成28年1月17日に開示された文書通りに測量されている公図の開示。	文書不存在	なし
2	県が国土調査を前に「官民境界等先行調査」をされた際に立会をした文書の開示。	文書不存在	なし
3	県がK3鉄錐杭、K4鉄錐杭を境界として特定地番居住者特定個人に払い下げた求積と現形図の開示。	文書不存在	なし
4	県が特定地番道路を特定市へ移譲した際の現形、求積、範囲が明示された公図の開示。	文書不存在	なし
5-①	県は平成10年4月20日に道水路等境界調査申請書を特定市長に提出した書に道路名が明示されています。 申請道路に関する登記事項証明書写しの開示。	全部公開	特定地番3件の全部事項証明書
5-②	同申請道路と土地に関する公図写しの開示。	全部公開	平成10年3月10日付け公図写
5-③	申請に係る県有地と特定地番特定個人の立会同意届出書写しの開示。	文書不存在	なし
5-④	同特定地番K3鉄錐杭の位置の開示。	全部公開	特定県営団地平面図
5-⑤	同特定地番新K4杭測量時に土地所有者が測量棒を掲げた写真起案経伺し裁決した文書の開示。	文書不存在	なし
6	特定地番新設K4-1杭と新設K5-1杭間は道路です。と所有者から再取得したと。特定公用地課長から伺いましたので、「所有者と交わした承諾書の開示。	文書不存在	なし
7	県が特定市へ移譲し特定市議会で承認された道路特定地番は、特定個人特定地番の東側であり、南側の特定個人特定地番宅との間に県有地は無く接していないにも関わらず特定地番の所有者がK5杭設置を承諾したと言われる承諾書の開示。	文書不存在	なし
8	県が特定市へ道路特定地番を移譲されていますが、特定地番地の査定杭から同特定地番地の査定杭間44.06m間が結線された査定杭が地積表及び求積図上に明示されている公図の開示。	文書不存在	なし
9	県が移譲した特定地番道路の同特定地番地の査定杭名が明示された公図の開示。	文書不存在	なし
10-①	県が市に移譲した特定地番道路に接する特定地番と特定地番との査定杭が明示されている公図の開示。	文書不存在	なし
10-②	同②査定杭の材質（プラスチック或いは石、鉄）の開示。	文書不存在	なし
10-③	同③県が移譲した道路と特定地番地の査定杭から特定地番の筆界に接続されている杭が明示されている公図の開示。	文書不存在	なし

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年5月10日 (収受)	○ 諮問
令和7年5月28日 (第249回部会)	○ 審議
令和7年6月23日 (第250回部会)	○ 審議
令和7年7月28日 (第251回部会)	○ 審議
令和7年8月29日 (第252回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 （部会長を兼ねる）
釧 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

（令和7年9月30日現在）（五十音順）